

申立てに必要な書類等について

大阪地方裁判所

保護命令申立書	原本1通 写し（副本） 1通
〔申立手数料〕収入印紙1000円 〔予納郵便切手〕 合計2850円 （郵便切手の内訳 500円を2枚、110円を5枚、100円、20円、10円を各10枚）	
〔申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合〕 夫婦であること、又は夫婦であったことを証明する資料	戸籍又は住民票 原本1通 その他資料 写し2通
例 ①戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもので、マイナンバーの記載がないもの）、②事実婚（内縁関係）の場合は、次の〔申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合〕を参照すること	
〔申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合〕 生活の本拠を共にしていたことを証明する資料	住民票 原本1通 その他資料 写し2通
例 申立人及び（取得できれば）相手方の住民票（1か月以内に交付のもの）、生活の本拠について、生活状況の写真又は送付された私信、電気・水道・電話料金の支払請求書の写し、賃貸借契約書の写し、生活状況を具体的に記載した陳述書等	
〔今後、相手方から暴力を振るわれて、生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合（申立書の申立ての理由3項）〕 ①暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方から更に身体に対する暴力を振るわれて、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠	写し2通
例 ①について診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載されたメールや手紙の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、②についてこのようなおそれ大きいと予想される事情（暴力が次第にひどくなっている、更にひどい危害をくわえようとしている等）を具体的に記載した陳述書等	
〔今後、相手方から暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受け、精神に重大な危害を受けるおそれ大きい場合（申立書の申立ての理由4項）〕 ①暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方から暴力や生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けて、精神に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠	写し2通（録音体の場合は複製した録音媒体2個）
例 ①について診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載された手紙、メール、SMS等の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、脅迫内容の音声等を録音した録音体を複製したUSBメモリ等の録音媒体（※）及び録音の対象、日時、場所、問題となる発言が録音データ上の何分何秒目に録音されているか等の説明書面（反訳書を含む）、②についてうつ病、PTSD等の診断書に加えて、このようなおそれ大きいと予想される事情を具体的に記載した陳述書等 ※ 録音体は、裁判所のPCで再生可能なファイル形式（音声ファイルであればmp3やwma等、動画ファイルであればwmvやavi等）であることが必要です。再生可能なファイル形式は変更になることがあります。	
〔6か月間の退去等命令を申し立てる場合〕 生活の本拠として使用する建物又は区分建物について ①所有者が申立人のみであることを証明する証拠 又は ②賃借人が申立人のみであることを証明する証拠	写し2通
例 ①について不動産登記事項証明書、②について賃貸借契約書写し	

〔子への接近禁止命令、電話等禁止命令を申し立てる場合〕 ①子であることを証明する資料及び②その子の同意書（その子が15歳以上の場合） ※子への接近禁止命令、電話等禁止命令は、申立人と同居する未成年の子である場合に申立てをすることができます。同居しない、又は成年に達した子については、親族に対する接近禁止命令の申立てとなります（電話等禁止命令の申立てはできません）のでご注意ください。	①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通
例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもの）、②について子が同行しない場合は、同意書の署名の裏付けとなる、その子が従前から日常的に使用し、氏名を書いている学用品等を照合のため持参する。	①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通
〔親族等への接近禁止命令を申し立てる場合〕 ①親族の場合は親族であることを証明する資料、②その親族等の同意書（その親族が未成年等であれば、その親族の法定代理人（親権者父及び母等）が作成する同意書）及び③相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているその他の事情があることから申立人がその親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされることを証明する証拠	①につき 原本1通 ②③につき 原本写し 各1通
例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）（1か月以内に交付を受けたもの）、②について親族等が同行しない場合は、同意書の署名押印の裏付けとなる、印鑑証明書、その親族名義の保険契約書やクレジットカード（署名のあるもの）、従前から日常的に使用し、氏名を書いている生活用品等を照合のため持参する、③についてこのようなことを余儀なくされると予想される事情を具体的に記載したその親族等の陳述書	原本写し 各1通
〔警察又はDVセンターでのDV相談をしておらず、今後もしない場合〕 宣誓供述書（供述内容等はDV防止法12条3項又は18条2項を参照のこと。なお、公証人による認証を受ける必要があり、費用等が必要です。）	原本写し 各1通

※証拠を提出される際には以下の点についてご注意ください。

- 1 提出する証拠には証拠番号（甲第●号証）を付してください。証拠番号は1つの証拠につき1つの番号を付し、複数のページがある証拠は書面の下部にページ数を付してください。
- 2 申立書の申立ての理由3項、4項に記載した暴力・脅迫の順番に従って証拠の順番を整え、証拠番号を付してください。陳述書が甲第1号証となり、それ以外の証拠は甲第2号証以下の番号となります。
- 3 証拠書類の写しを提出される場合には、できるだけA4サイズのコピー用紙を使用してください。
- 4 写真を提出される場合は、写真をA4サイズの白紙に貼り付け、当該写真から撮影日がわからない場合は、貼り付けた写真の下白紙部分に撮影日を記載してください。写真1枚につき証拠番号1つを付することとし、貼り付けた各写真の上白紙部分に証拠番号を記載してください。
- 5 SMS等のメッセージの画面を印刷した書面を提出される場合は、それぞれのメッセージの投稿日がわかる部分も提出し、関連する一連のメッセージを古いものから順番になるよう整理してホッチキス留めし、最初のページの右上部等に1つの証拠番号を付してください。